

○佐賀中部広域連合在宅介護継続支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、佐賀中部広域連合内に居住し、紙おむつ等介護用品を必要としている在宅の高齢者に対して、紙おむつ等の介護用品（以下「紙おむつ等」という。）を支給することにより、低所得世帯に属する高齢者の在宅介護の継続を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、佐賀中部広域連合及び当該事業を受託した佐賀市、多久市、小城市、神埼市及び吉野ヶ里町（以下「関係市町」という。）とする。

(対象者)

第3条 次の各号までのすべてに該当する者に対し、紙おむつ等を支給することができる。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき関係市町の住民基本台帳に記録されている者（以下「住民基本台帳に記録されている者」という。）
- (2) 佐賀中部広域連合の第1号被保険者である者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123条）第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護度3、4又は5と判定された者
- (4) 市県民税非課税世帯に属する者
- (5) 生活保護受給者でない者
- (6) 在宅で介護を受けており、介護保険施設又は見守りや支援等を受けられる居住系施設（以下「施設等」という。）に入所していない者

2 前項の規定に関わらず、佐賀中部広域連合長が必要と認める者はこの限りではない。

(支給品目)

第4条 支給対象となる紙おむつ等の品目は、関係市町別に定める。

(紙おむつ等の支給事業者)

第5条 紙おむつ等の支給は、関係市町の長が契約又は指定する事業者により行うものとする。

(支給の方法)

第6条 紙おむつ等の支給方法については、以下のとおりとする。

- (1) 関係市町の長は紙おむつ等の支給について、現物給付又はクーポン券配付による方式を選択したうえで行うものとする。
- (2) 現物給付及びクーポン券の配付による支給を行う際の支給方法、支給単位数及び支給日等については、関係市町の長が別に定めるものとする。

(支給の申請)

第7条 紙おむつ等の支給を希望する者は、在住する関係市町の長に対し申請をしなければ

ばならない。

(支給の決定及び却下)

第8条 関係市町の長は、前条に規定する申請があったときは、申請内容を審査のうえ紙おむつ等の支給の可否を決定するものとする。

(申請内容の変更及び支給の一時停止)

第9条 前条の規定による紙おむつ等の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、以下の内容が生じた際は速やかに関係市町の長に報告しなければならない。

(1) 入院をするとき。

(2) 短期入所生活介護サービスを利用するとき。

(3) 申請した内容に変更が発生するとき。

2 受給者が前項第1号若しくは第2号の要件を満たした場合又は関係市町の長が支給の停止について適切であると判断した際は、紙おむつ等の支給を一時停止する。

3 前項の状況が解消された際には、紙おむつ等の給付を再開することができる。

(届出の義務)

第10条 受給者は、次のいずれかに該当したときは速やかに関係市町の長に届出しなければならない。

(1) 在宅生活でなくなったとき。（死亡、施設等入所、長期入院等）

(2) 申請書を提出した関係市町から転出したとき。

(3) 要介護認定が要介護3、4又は5に該当しなくなったとき。

(4) 市県民税課税世帯となったとき。

(5) 生活保護受給者となったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、紙おむつ等が必要でなくなくなったとき。

2 関係市町の長は受給者が前項の規定に該当することが判明したとき、又はその他関係市町の長が紙おむつ等の支給を行うことが不適当であると認めたときは、紙おむつ等の支給を廃止することができる。

(支給の限度額等)

第11条 紙おむつ等の支給限度額は1ヶ月あたり7,650円とし、年間91,800円を超えない額とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。